



しごとやす か けいかく

仕事休もっ化計画 始動！

会社の夏季休暇に年休を
プラスして連続休暇を取得しよう

会社の夏季休暇に年次有給休暇を組み合わせることで連続休暇に！

週休2日制の会社で、8月13日（月）～15日（水）が夏季休暇（お盆休み）の場合には5連休となります。16日（木）と17日（金）に年次有給休暇をプラスすると9連休となります。

暑い夏、休暇を取って人生を充実させませんか。

【問合せ先】 三重労働局雇用環境・均等室 電話：059-226-2110



しごとやす か けいかく

仕事休もっ化計画 始動！

会社の夏季休暇に年休を
プラスして連続休暇を取得しよう

「年次有給休暇」とは

年次有給休暇は、労働基準法で定められた労働者に与えられた権利です。労働基準法第39条において、労働者は、

- ・ 6か月間継続して雇われていること
- ・ 全労働日の8割以上を出勤していること

を満たしていれば、10日間の年次有給休暇が付与され、申し出ることにより取得することができます（勤続年数、週所定労働日数等に応じて年次有給休暇の付与日数は異なります。）。

年次有給休暇の取得率は

年次有給休暇の取得率は、近年微増傾向にあるものの、平成28年で49.4%と5割を下回っています。

年次有給休暇の取得が低調な理由として、「みんなに迷惑がかかると感じる」、「後で多忙になる」、「職場の雰囲気取得しづらい」などが全体の約3分の2を占めています。

年次有給休暇取得に向けた職場づくりを！

年次有給休暇を取得することは、心身の疲労回復などのために必要です。さらに、年次有給休暇を取得しやすい環境は、仕事に対する意識やモチベーションを高め、仕事の生産性を向上させ、企業イメージの向上や優秀な人材の確保につながるなど、企業、労働者双方にメリットがあります。

年次有給休暇の取得が進んでいる企業などでは、社員の業務の進行状況等を所属長（課長など）のみならず、同僚等も把握し、仕事を個人ではなくチームで行うことで、社員が休みやすい職場環境とされています。

また、年次有給休暇の「計画的付与制度」を導入している企業では、導入していない企業よりも年次有給休暇の取得率が8.5ポイントも高く（平成28年）、年次有給休暇の取得促進に当たって、「計画的付与制度」は効果があるものです。

労働者が年次有給休暇の取得にためらいを感じないように、業務のやり方を変えたり、年次有給休暇の「計画的付与制度」を導入するなど、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

会社の夏季休暇に年次有給休暇を組み合わせて連続休暇に！

週休2日制の会社で、8月13日（月）～15日（水）が夏季休暇（お盆休み）の場合には5連休となります。16日（木）と17日（金）に年次有給休暇をプラスすると9連休となります。

暑い夏、休暇を取って人生を充実させませんか。

【問合先】 三重労働局雇用環境・均等室 電話：059-226-2110

掲載文例（夏の生活スタイル変革）

夏の生活スタイル変革（ゆう活）について

－はじめよう！夕方を楽しく活かす働き方－

厚生労働省では、働き方改革の一環として、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、夏の生活スタイルを変革する運動（ゆう活）を展開しています。具体的には、夏の時期に「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などを推進し、夕方早くに職場を出るという生活スタイルに変えていくものであり、それぞれの企業や働く人の実情に応じた自主的な取り組みを可能な範囲で実施いただくものです。

「ゆう活」の実施には、業務効率化と意識の変革が不可欠です。仕事の開始時間を早めても、帰宅時間が変わらず、結果として労働時間が延長されてしまうのでは意味がありません。仕事を早く終え、早く帰れるように、ゆう活の取り組みにあわせて、業務の効率化、働き方への意識の変革を図りましょう。

【問合先】 三重労働局雇用環境・均等室 電話：059-226-2110